

脱炭素化推進事業

○ 地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化に係る地方単独事業(事業期間は令和12年度まで)

1. 対象事業 ※事業費 1,000億円(令和8年度)

- ① 再生可能エネルギー設備等の整備に関する事業 (太陽光発電設備、バイオマス発電設備、熱利用設備 など。ただし売電を主たる目的とする場合には、地域内での消費を主たる目的とするものに限る。)
- ② 公共施設等をZEB基準に適合させるための改修事業等 (空気調和設備、照明設備、太陽光発電設備 (売電を主たる目的とするものを除く) など)
- ③ 公共施設等を省エネ基準に適合させるための改修事業 (空気調和設備、給湯設備 など。) ※建物全体が省エネ基準を満たす場合に加え、各設備が個別に基準を満たす場合も対象。
- ④ 公共施設等のLED照明導入のための改修事業
- ⑤ 電動車の導入 (公用車に係る電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車) 及び充放電設備の整備 (主として公用車に充電を行うもの)

※ ①及び②は、新築・改築も対象。また、太陽光発電設備の整備には、建材一体型太陽光発電設備及びペロブスカイト太陽電池を含む。

※ ZEB (Net Zero Energy Building) とは、一定の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物

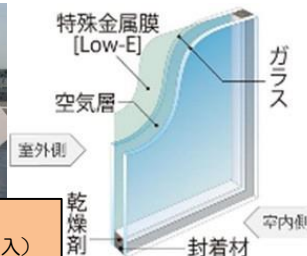
【事業イメージ】



再生可能エネルギー（太陽光）設備



公共施設等のZEB化
(屋根の高断熱化・複層ガラスの導入)



電気自動車の導入

2. 充当率・元利償還金に対する交付税措置

○ ①及び②の事業

脱炭素化推進事業費
脱炭素化推進事業債 (充当率90%)

元利償還金の50%を地方交付税措置

一般財源

○ ③及び④の事業 ※設備ごとの省エネ基準適合の場合、交付税措置30%

元利償還金の30~50%^(※)を地方交付税措置

一般財源

○ ⑤の事業

※ 財政力に応じて措置

元利償還金の30%を地方交付税措置

一般財源

※なお、国庫補助を活用して地方公共団体が公共施設等にペロブスカイト太陽電池を導入する事業については、その地方負担について一般補助施設整備等事業債の対象 (充当率90%、元利償還金に対する交付税措置50%)

脱炭素化推進事業債等の延長・拡充

- 地球温暖化対策計画(令和7年2月閣議決定)を踏まえ、温室効果ガスの「2050年ネット・ゼロ」の実現に向け、地域脱炭素を加速化するため、脱炭素化推進事業債等を延長・拡充
- 延長期間は、地球温暖化対策計画に位置づけられた実行集中期間を踏まえ、令和12年度までの5年間とする

1. 対象事業

※赤字は拡充分 ※公営企業についても同様に措置

(1) 地方単独事業として実施するもの

① 公共施設等における再生可能エネルギー設備等の整備

※売電を主目的とするものは原則対象外としていたが、
発電電力を地域内で消費するための売電を主目的として
自治体が整備するものを対象に追加

② 公共施設等をZEB※基準に適合させる改修等

※ZEB(Net Zero Energy Building)とは、一定の省エネルギーを図った上で、
再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物

③ 公共施設等を省エネ基準に適合させる改修

※建物全体が基準を満たす場合に加え、空調等の各設備
が個別に省エネ基準を満たす場合を対象に追加

④ 公共施設等へのLED照明導入のための改修

⑤ 公用車における電動車※の導入・充放電設備の整備

※電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、
ハイブリッド車

(2) 国庫補助事業として実施するもの

ペロブスカイト太陽電池の導入

※一般補助施設整備等事業債の対象に追加

3. 事業期間

令和8年度～令和12年度(5年間)

2. 地方財政措置

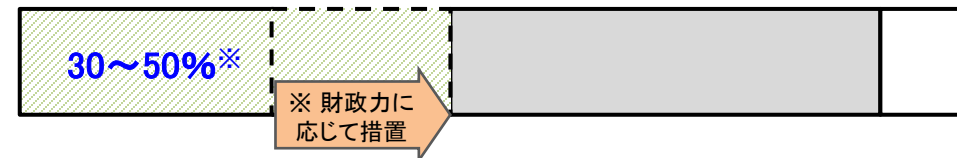
(1) ①及び②の事業

※売電が主目的の場合、対象事業費は1/2



(1) ③及び④の事業

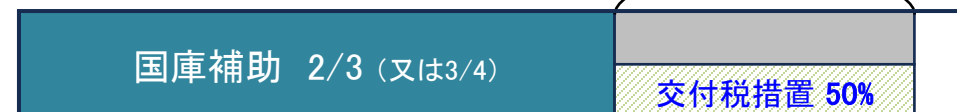
※個別の省エネ基準適合の場合、交付税措置30%



(1) ⑤の事業



(2) の事業



4. 事業費

1,000億円 (令和7年度: 1,000億円)

公営企業の脱炭素化の推進

- 地球温暖化対策計画(令和7年2月閣議決定)を踏まえ、温室効果ガスの「2050年ネット・ゼロ」の実現に向け、公営企業の脱炭素化の取組を積極的に支援するため、公営企業債(脱炭素化推進事業)を令和12年度までの5年間と延長するとともに、その対象を拡充する。

1. 対象事業

公営企業における脱炭素化のための地方単独事業

2. 事業期間

令和8年度～令和12年度(5年間)

対象事業	事業概要 ※赤字はR8拡充分	地方財政措置								
①太陽光発電設備の整備等	太陽光発電設備※等の整備(売電を主たる目的とする場合を除く。) ※建材一体型太陽光発電設備及びペロブスカイト太陽電池を含む。	← 一般会計負担(繰出) 地方負担額の1/2 企業会計負担 地方負担額の1/2 → 公営企業債 (脱炭素化推進事業) 通常の公営企業債 元利償還金の 30～50% を普通交付税措置 ※水道事業、工業用水道事業、電気事業、ガス事業は一般会計出資債 地方負担額の1/2に「公営企業債(脱炭素化推進事業)」を充当した上で、元利償還金の全額を一般会計からの繰出の対象とし、その元利償還金に下表のとおり普通交付税措置 (残余(地方負担額の1/2)については、通常の公営企業債を充当) <table><tr><th>対象事業</th><th>交付税措置率</th></tr><tr><td>①・②</td><td>50%</td></tr><tr><td>③・⑤・⑥</td><td>財政力に応じて 30～50%</td></tr><tr><td>④・⑦</td><td>30%</td></tr></table>	対象事業	交付税措置率	①・②	50%	③・⑤・⑥	財政力に応じて 30～50%	④・⑦	30%
対象事業	交付税措置率									
①・②	50%									
③・⑤・⑥	財政力に応じて 30～50%									
④・⑦	30%									
②ZEB基準相当への適合	ZEB基準相当に適合させるための改修等									
③省エネルギー基準への適合	省エネルギー基準に適合させるための改修									
④個別設備の省エネルギー改修	空調機器等※の各設備が個別に省エネルギー基準を満たす改修 ※対象設備：空調機器、換気設備、給湯機器、コジェネレーションシステム									
⑤③以外の省エネルギー改修	③の対象設備以外の設備に係る省エネルギー改修※(高効率ポンプ導入等) ※改修前と比較し、二酸化炭素排出量を15%以上削減できるもの									
⑥LED照明の導入	LED照明の導入のための改修									
⑦電動車の導入	公用車における電動車※の導入・充電放電設備の整備 ※電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車									

※この他、小水力発電(水道事業等)や設備の省エネルギー改修(国庫補助事業)等(下水道事業)、電動バス(EV、FCV、PHEV)等の導入(交通事業)についても対象